

高岡市不育症治療費助成事業について

高岡市では、不育症治療を受けられる方の経済的負担の軽減を図るため、不育症の検査・治療費を助成します。

◆ 助成対象者

次の1～3のすべてを満たす方

- 1 医療保険に加入していること
- 2 申請者及び同一世帯家族に市税の滞納がないこと
- 3 申請日現在において、申請者又は配偶者等のいずれか一方が高岡市内に1年以上住所を有していること

◆ 助成内容

不育症の保険適用の検査、治療費(ヘパリンを主とする治療)に対して、一年度30万円を限度に助成します。

※入院時の差額ベッド代、食事療養費及び出産(流産または死産を含む。)等にかかる費用は除きます。

※平成29年4月1日以降に受けた検査、治療が対象となります。

◆ 申請方法

医療機関窓口で治療費を支払い、治療終了後、必要書類を持参のうえ、子ども・子育て課へ申請してください。

◆ 申請に必要な書類

- 1 高岡市不育症治療費助成申請書 ※1
- 2 高岡市不育症治療医療機関受診証明書 ※2
(受診医療機関ごとに、受診証明書を取得いただく必要があります)
- 3 医療機関発行の領収書及び診療報酬明細書
- 4 検査や治療を受けた方の健康保険証
- 5 振り込み口座がわかるもの(写し)
(医療保険給付金等がある場合)
給付金等の金額がわかる書類(写し)

(※1、2はホームページでダウンロードできます。)

◆ 申請期限

1回の治療が終了した日から6か月以内

※「1回の治療」とは、不育症の診断に係る検査から、1回の妊娠を経てヘパリンを主とした治療に至る過程であって、医師が認めたものをいいます。検査から相当の期間妊娠に至らない場合、医師の判断により、検査のみを「1回の治療」として申請することができます。

〔申請・問合せ先〕

高岡市子ども・子育て課 家庭支援係 (0766) 20-1381